

工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）における「鋼材類」及び「燃料油」以外の主要な工事材料の運用について

本県では、資材価格の変動の激しい「鋼材類」、「燃料油」及び前記 2 品目以外の主要工事材料を対象品目として、工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）の運用を定め適用しているところですが、今回、「鋼材類」及び「燃料油」以外の主要な工事材料における運用を下記のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

記

原油価格の高騰等の特別な要因により、鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、上記運用に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。

この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の 100 分の 1 に相当する金額を超えることを確認するものとする。

1 対象品目

- ・ アスファルト類
- ・ コンクリート類
- ・ 上記以外の主要な工事材料

2 運用方法

1 で規定する材料のスライド額の算定方法等は、上記運用における「鋼材類」の場合の取扱いに準拠して運用する。

ただし、アスファルト類及びコンクリート類が対象品目となる場合については、それぞれ「アスファルト類」、「コンクリート類」として運用する。

3 施行日

令和 2 年 2 月 13 日

※工期の末日がこの通知の施行日以降の単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が 2 月未満であっても、工期満了前であつて、かつ、令和 2 年 3 月 31 日までの場合は、これを行うことができるものとする。

愛媛県土木部土木管理局土木管理課技術企画室技術管理係

愛媛県松山市一番町 4 丁目 4 - 2

電話 089-912-2648

FAX 089-912-2653